

## 議案第 21 号

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）により、介護保険法が改正されたことに伴い、北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護  
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。